

審査会回答第29号
平成22年7月29日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成22年3月30日付け保指第2789号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

第1 事案名

意見照会第31号

平成20年5月1日付けで異議申立人から提起された、平成20年4月23日付け保指第229号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

第2 回答内容

1 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分を取り消し、開示決定等をすべきである。

2 理由

- (1) 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「社会福祉法人「鋸南町社会福祉協議会」が国庫補助を受けた鋸南町の国保の保健福祉総合施設の通所介護部門で料金制有の指定管理者に来月からなるが（介護保険法の指定通所介護事業者になるが）、法的に問題がないことがわかる一切の書類（補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む。）」というものである。
- (2) 実施機関は、本件請求書の内容からは本件請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月25日付け保指第6284号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年3月26日付けで回答書（以下「本件回答書」という。）が送付された。
- (3) 本件回答書に記載された内容は、「以下の補足説明を追加する」として、「同じ請求で、先に、不開示決定（H20. 3. 21付健指6374号）を

した千葉県知事堂本暁子様に関して、却下通知をしないよう調整のこと。国の地方自治法に基づく助言も含めた（国からの通知も含める。）書類も含む。老福法のデイサービス施設の設置に関する届出書類含む。補助金適化法違反となる場合は、国に返還すべき金額がわかる書類も含む。」というものであった。

実施機関は、本件回答書には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

- (4) 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書を確認したところ、「法的に問題がないことがわかる一切の書類」との記載では、どの法律に照らして問題がないのか明確には記載されていないことが認められる。

また、「補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む」との記載において、異議申立人のいう「補助金適化法」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）であると思料されるが、補助金等適正化法の規定には「情を通じた者」との規定はなく、実施機関が行政文書の特定に苦慮したことが伺える。

さらに、本件回答書を確認したところ、「法的に問題がない」ことに関して具体的な記載はなく、補助金等適正化法に関する「情を通じた者」との部分についてもその意味するところは不明のままであり、本件請求書に対する明確な補正がなされたとは認められない。

- (5) しかし、本件請求書の「開示請求する行政文書の件名及び内容」欄の「(補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む。)」と記載された部分を除くその余の部分について合理的に解釈してみると、異議申立人が求めている行政文書は、

ア 社会福祉法人「鋸南町社会福祉協議会」（以下「本件法人」という。）が、国庫補助を受けた鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門において指定管理者になること

イ 本件法人が料金制有の指定管理者になること

ウ 本件法人が通所介護事業を行うこと

について、法的に問題がないことがわかる文書であると思料される。

また、「法的に問題がない」という部分については、指定管理者に関する事項は地方自治法、通所介護を行う事業の指定に関する事項は介護保険法に規定されているのであるから、上記ア及びイについては地方自治法の規定に、上記ウについては介護保険法の規定にそれぞれ照らして、問題がないことがわかる行政文書であると思料される。

さらに、本件回答書の記載から、異議申立人が「補足説明を追加する」として求めている行政文書は、上記アないしウについて、国が行った地方自治

法に基づく助言に関する書類を含めたものであること、及び本件法人が鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門に関して提出した、老人福祉法に基づくデイサービス施設の設置に関する届出書類である、と解釈することができる。

- (6) 上記のとおり、本件請求書及び本件回答書について、合理的に解釈することにより、行政文書を特定することができるのであれば、本件回答書をもってしても形式的な不備は解消されず、行政文書の特定ができないとして実施機関が行った本件処分は合理性を欠くものであり、上記の解釈にしたがって対象となる行政文書の特定を行うことが適当である。
- (7) 以上のことから、実施機関は本件処分を取り消し、開示決定等をすべきである。